


所管部課	総務部 防災安全課	部長	阿部 晴彦		
件名	市民の安全のための指針について				
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市生活安全条例			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市生活安全条例に基づく東大和市生活安全協議会の議を経て、平成 24 年に市民の安全のための指針を策定した。ここで8年が経過し犯罪の傾向や求められる治安対策が変化してきたことから、現状に即した実施内容に見直すために本指針を修正するものである。</p> <p>(1) 主な修正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 学校における児童・生徒の安全確保 規範意識の育成を図るため、「いじめ防止に関する取組」を追加</li> <li>② 幼稚園、保育園等の園児の安全確保 昨年、川崎市や大津市で発生した園児が散歩中の事件、事故を踏まえ、新たな取組みとして「散歩中の安全管理」を追加</li> <li>③ その他             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「警察署による犯罪発生状況の情報発信と地域との連携」に警察署による特殊詐欺への対策を明記</li> <li>・文言修正等</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 影響及び効果</p> <p>本指針を修正することにより、現状に即した治安対策等を通じて、市民の安全確保を図ることができる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和元年 8月13日 第1回東大和市生活安全協議会 (修正の提案) 東大和警察署等関係機関、庁内関係課に意見照会</p> <p>令和2年 1月20日 第2回東大和市生活安全協議会 (意見集約)</p>					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
<p>庁議終了後、市議会議員へ情報提供を行いたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。